

# 第11次蕨市交通安全計画 (令和3年度～令和7年度)

蕨市交通安全対策会議

# 目次

## 第1部 総論

1 計画の理念 .....	1
（1）計画策定の趣旨 .....	1
（2）計画の性格、期間等 .....	1
2 交通事故等の状況 .....	2
（1）蕨市における交通事故の発生状況 .....	2
（2）蕨市における交通事故の特徴 .....	2
3 交通安全対策の方向 .....	3
（1）対策の重点 .....	3
（2）対策の方向 .....	4
（3）計画の目標 .....	6
4 計画の推進体制 .....	6
（1）市の取り組み .....	6
（2）事業者、交通関係団体、ボランティア等の取り組み .....	6
（3）市民の取り組み .....	6

## 第2部 各論

第1章 人と環境にやさしい道路交通環境の整備 .....	7
1 人優先の安全・安心な歩行空間の整備 .....	7
（1）生活道路における交通安全対策の推進 .....	7
（2）通学路等における歩道整備 .....	7
2 交通安全施設等の整備 .....	7
（1）道路の新設・改良による交通安全対策の推進 .....	7
（2）交通安全施設等の整備事業の推進 .....	8
3 身近な生活環境の改善 .....	9
4 自転車利用環境の総合的整備 .....	9
（1）自転車通行空間の整備 .....	9
（2）放置自転車等の解消 .....	9
（3）駅周辺等の自転車駐車場の整備 .....	9
5 交通需要マネジメントの推進 .....	9
（1）自動車の効率的利用の促進 .....	9
（2）公共交通機関の利用促進 .....	10

(3) 徒歩・自転車利用の推進 .....	10
6 総合的な駐車対策の推進 .....	10
(1) 秩序ある駐車場の推進 .....	10
(2) 駐車施設の整備促進 .....	10
7 災害に備えた道路交通環境の整備 .....	10
(1) 災害発生時における交通規制 .....	10
(2) 災害に強い道路施設等の整備 .....	11
8 その他の道路交通環境の整備 .....	11
(1) 重大事故の再発防止 .....	11
(2) 交通公害の防止 .....	11
(3) 道路使用の適正化 .....	11
第2章 交通安全思想の普及徹底 .....	12
1 交通安全教育の推進 .....	12
(1) 幼児に対する交通安全教育 .....	12
(2) 小学生に対する交通安全教育 .....	12
(3) 中学生に対する交通安全教育 .....	12
(4) 高校生に対する交通安全教育 .....	12
(5) 若者に対する交通安全教育 .....	13
(6) 高齢者に対する交通安全教育 .....	13
(7) 障害者に対する交通安全教育 .....	13
2 地域における交通安全教育の推進 .....	13
3 交通安全教育指導者の養成・活用 .....	14
4 自転車の安全利用の推進 .....	14
5 交通安全に関する普及啓発活動の推進 .....	14
(1) 交通安全に関する広報の徹底 .....	14
(2) 飲酒運転の根絶 .....	14
(3) その他の交通安全運動の促進 .....	15
6 市民総ぐるみの交通安全運動の推進 .....	15
7 民間交通安全団体等の主体的活動の促進等 .....	15
第3章 安全運転の確保 .....	16
1 運転者に対する指導の充実 .....	16
2 自動二輪車等の安全運転対策の推進 .....	16
3 高齢運転者対策の推進 .....	16
4 自転車の安全確保 .....	16

第4章	道路交通秩序の維持	17
1	交通の指導取締りの強化等	17
2	暴走族対策の促進	17
(1)	暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年指導の充実	17
(2)	暴走行為をさせないための環境づくり	17
第5章	救急・救助活動の充実	18
1	救急・救助体制の整備	18
(1)	救急・救助体制の充実	18
(2)	応急手当の普及啓発活動の推進	18
(3)	救急救命士の養成・配置等の推進	18
(4)	救急・救助資機材等の整備	18
2	救急医療体制の整備	18
第6章	交通事故被害者支援の推進	19
1	自転車損害賠償保険の普及徹底	19
2	交通事故相談業務の充実	19
3	交通事故被害者等の支援	19
第7章	交通事故防止に関する調査研究の推進	20
1	道路交通事故原因の総合的な調査研究の推進	20

## 資料編

用語解説（本文中の＊印が付いた言葉の解説です）

- 資料1 交通事故発生状況（人身事故）
  - 蕨警察署管内免許保有者状況
  - 蕨警察署管内高齢者免許保有状況
- 資料2 第1当事者の年齢別交通事故発生状況（人身事故件数）
- 資料3 事故当事者年齢別交通事故発生状況（人身事故死傷者数）
- 資料4 時間別交通事故発生状況（人身事故件数）

# 第1部 総論

## 1 計画の理念

### (1) 計画策定の趣旨

蕨市では、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、昭和46年以来、5年ごとに10次にわたり「蕨市交通安全計画」を策定し、埼玉県等の関係機関をはじめ関係団体\*等の協力により、各般にわたる交通安全対策を強力かつ着実に実施してきました。

その結果、交通事故による人身事故件数は年々減少傾向にありますが、依然として、年間100件以上の人身事故が発生し、150人近い死傷者と多大な社会的・経済的損失が発生しています。

このようなことから、人命尊重の理念のもとに交通事故のない社会を目指して、今後も交通事故の特徴に対応した総合的な交通事故防止対策を引き続き講じていく必要があります。

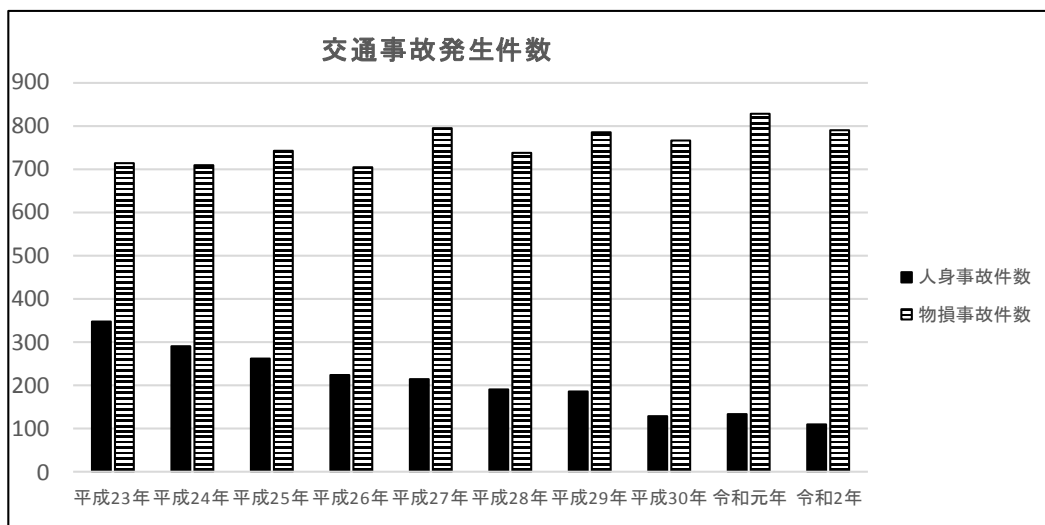
本計画は、これらの観点に基づき、関係機関・団体そして市民が一体となって、総合的かつ効果的な諸施策を強力に推進していくため、策定するものです。

### (2) 計画の性格、期間等

第11次蕨市交通安全計画は、これらの観点に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間に推進する交通安全に関する施策を定めたものです。

## 2 交通事故等の状況

### (1) 蕨市における交通事故の発生状況



本市の交通事故による人身事故件数（埼玉県警察交通事故統計）は、平成28年192件、平成29年185件、平成30年130件、令和元年132件、令和2年108件となっています。

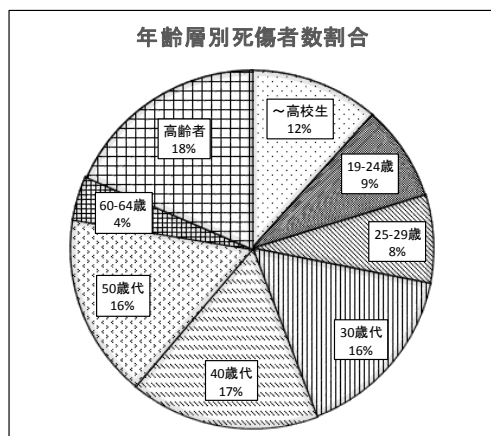
一方で物損事故件数（埼玉県警察交通事故統計）は平成28年738件、平成29年787件、平成30年765件、令和元年828件、令和2年792件となっています。

交通事故死者数（埼玉県警察交通事故統計）は、平成28年0名、平成29年0名、平成30年0名、令和元年1名、令和2年0名となっています。

交通事故の発生場所については、駅前及び幹線道路が多くなっています。

### (2) 蕨市における交通事故の特徴

#### ① 年齢層別の死傷者数について

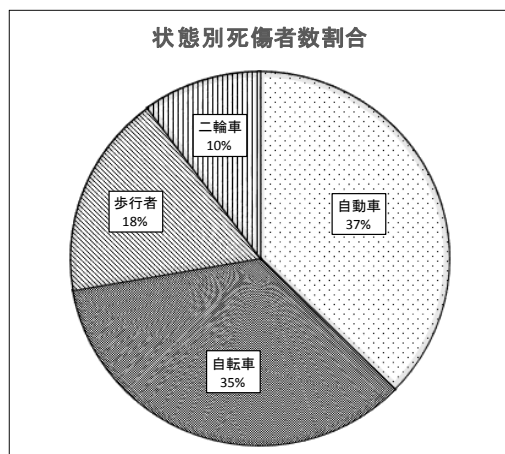


第10次蕨市交通安全計画年中における市内の年齢層別交通事故死傷者数（合計884名）は、65歳以上の高齢者が163名で全体の18.4%を占め最も多くなっており、続いて40歳代となっています。

蕨市においては、年齢層による大きな偏りが見られない現状となっています。

（埼玉県警察交通事故統計）

## ② 状態別の死傷者数について



第10次蕨市交通安全計画年中における市内の状態別死傷者数（合計884名）では、自動車乗車中が330名、自転車乗車中が308名となっており、自動車乗車中及び自転車乗車中の事故が全体の7割以上を占めています。

（埼玉県警察交通事故統計）

## 3 交通安全対策の方向

第10次蕨市交通安全計画年中の交通事故による人身事故件数は概ね減少していることから、これまでの取り組みの効果が伺えます。一方で物損事故件数は大きな変化が見られないことから、継続的な取り組みが求められます。

また、全国各地においては依然として、痛ましい交通事故が発生している状況にあり、悲惨な交通事故をなくすため、社会情勢や交通情勢の変化等を正確に見極める必要があります。

そこで、交通事故のない、誰もが安全で安心して暮らせる「安全・安心・わらび」づくりを進めるため、本計画の第2部—各論において定める交通安全対策を推進していくとともに、本市における交通事故の特徴や全国の交通情勢等を踏まえて、次に掲げる項目を重点に置き、各種交通安全対策を関係機関・団体が連携して強力に推進します。

### （1）対策の重点

#### ① 高齢者の交通安全の確保

高齢者が歩行中や自転車乗車中に巻き込まれる交通事故を防止し、高齢ドライバーが安全に運転を継続できるよう、歩道や分かりやすい標識など、道路交通環境を整備するとともに、高齢者に対する交通安全教育を推進します。

また、近年では、全国各地において高齢運転者による道路の逆走や操作ミスによる事故が発生するなど、高齢者が加害者になるケースも多く見受けられることから、身体機能や認知機能の低下を認識させる啓発活動を推進するとともに、運転の危険性を認識した高齢者の自主的な免許返納を促します。

併せて、すべてのドライバーや自転車利用者などが、高齢者に配慮した通行を心がけるよう、様々な世代に対する交通安全教育を推進します。

## ② 子供の交通安全の確保

子供が歩行中や自転車乗車中に巻き込まれる交通事故を防止するため、学齢に応じた交通安全教育を実施するとともに、関係機関・団体と協力し定期的に通学路や未就学児の移動経路の点検を実施するなど、子供が安全に生活できるような道路交通環境の整備を推進します。

また、すべてのドライバーや自転車利用者などが、子供に配慮した通行を心がけるよう、様々な世代に対する交通安全教育を推進します。

## ③ 自転車の安全利用の推進

平成26年12月1日に施行された「蕨市自転車安全利用条例」に基づき、自転車利用者に対する交通安全教育・啓発を推進します。

また、子供や高齢者等に対して「自転車運転免許制度」を活用して、自転車の安全な乗り方等を指導することにより、自転車の安全な利用を推進します。

併せて、駅周辺に自転車を放置する人のマナー向上や、自転車利用者の快適性及び安全性を高めるための自転車通行空間の創出を推進します。

## ④ 交差点における交通事故防止

交通事故の6割以上を占める交差点における交通事故を防止するため、交差点の改良や信号機等の整備を推進します。

# (2) 対策の方向

## ① 人と環境にやさしい道路交通環境の整備

交通安全を進めるためには、人と車が安全かつ円滑に通行できる道路交通環境の整備が不可欠です。

そのため、交差点の改良による道路整備や信号機設置等の交通安全施設の整備、交通需要マネジメントの推進による自動車の効率的利用や公共交通機関への利用転換などの施策を推進します。

また、高齢者や障害者等の自立した日常生活、社会生活を確保するため、交通環境のバリアフリー化\*を推進します。

併せて、エコドライブの推進を図るなど、交通公害の防止に努めます。



## ② 交通安全思想の普及徹底

交通安全の基本は、市民一人ひとりが交通ルールと正しい交通マナーを身につけ、それを実践することにあります。

そのため、幼児から成人、高齢者に至るまで、段階的かつ体系的な交通安全教育を推進します。

また、家庭や学校、職場など、地域ぐるみの交通安全意識の高揚を図るとともに、各主体の自発的な交通安全対策を促進します。

## ③ 安全運転の確保

運転者や自動車の種類も多様化しているため、安全運転の確保や正しい知識の習得がますます重要になっています。

そのため、運転者教育の充実などを関係機関・団体と連携し、積極的に推進します。

## ④ 道路交通秩序の維持

道路交通の安全と円滑な交通を確保するためには、交通実態に即した交通規制と交通違反等に対する適切な取締りが重要です。

そのため、交通実態に即した交通規制を推進するとともに、悪質・危険、迷惑性の高い交通違反等の指導取締りの強化を要請していきます。

## ⑤ 救急・救助活動の充実

複雑・多様化する交通事故への救助活動に対する迅速・的確な対応が必要とされます。

負傷者の救命率・救急効果の一層の向上を図るため、救急・救助活動の充実を図るとともに、メディカルコントロール体制\*を今後も継続していきます。

## ⑥ 交通事故被害者支援の推進

交通事故に巻き込まれると、その当事者は事故処理や示談交渉など、それまでほとんど経験したことのない煩雑な手続きに悩まされます。

特に、被害者になった場合は、肉体的・精神的な苦痛のほか、経済的な困難にも直面します。

そのため、交通事故相談や交通遺児等援護制度など、交通事故被害者に対する支援を推進します。

## ⑦ 交通事故防止に関する調査研究の推進

交通事故の原因や交通環境が複雑、多様化する中、交通事故防止対策

を効果的に推進するためには、交通事故の実態を的確に把握することが必要です。

そのため、交通事故防止に関する調査研究を警察署と連携し行います。

### (3) 計画の目標

人命尊重の理念に立って、対策の方向に定める各種施策を着実に推進することにより、交通事故そのものを減少させるとともに、死傷者数を減少させることを目指します。

## 4 計画の推進体制

### (1) 市の取り組み

市は、この計画の趣旨及びこの計画に定める施策を踏まえ、きめ細かな事業を実施するとともに、交通関係団体や近隣市等と連携し、効果的な交通安全対策を推進します。

### (2) 事業者、交通関係団体、ボランティア等の取り組み

交通安全対策を推進する上で、事業者は大きな役割を果たしています。特に、業務用自動車を運行する事業者は、事業所を中心として安全運転講習会を実施するほか、安全運転管理者、運行管理者等を通じた交通安全教育を推進するなど、交通事故防止に努めることが求められます。

また、地域における交通関係団体、ボランティア等が行う交通安全活動は極めて大きい効果があります。

これからも、事業者、交通関係団体、ボランティア、警察署と連携・協力した交通安全対策を進めることが求められます。

### (3) 市民の取り組み

悲惨な交通事故をなくすためには、市民一人ひとりが、交通ルールを守り、正しい交通マナーを理解し、交通事故に遭わないための行動を心がけることが大切です。

また、正しい交通ルールを守り、適切なマナーを実践することは、交通事故の防止に不可欠であり、大人の行動は子供たちに影響を与えます。“安全確認を徹底する”、“夜間に外出する際は反射材を身につける”といったことを習慣づけるなど、市民一人ひとりがより一層積極的に交通安全に取り組むことが求められます。

## 第2部 各論

### 第1章 人と環境にやさしい道路交通環境の整備

#### 1 人優先の安全・安心な歩行空間の整備

##### (1) 生活道路における交通安全対策の推進

生活道路において、歩行者などの安全を確保するため、道路診断\*を実施するなど、子供や高齢者等が安心して通行できる道路空間の整備を推進します。

##### (2) 通学路等における歩道整備

児童生徒の安全を確保するため、通学路における交通安全施設の整備を推進するとともに、通学路安全総点検を実施し、利用者の視点からの交通安全対策を推進します。

#### 2 交通安全施設等の整備

##### (1) 道路の新設・改良による交通安全対策の推進

市内の道路交通環境をより安全・安心なものとするため、道路の新設・改良の整備を計画的に推進し、交通安全の向上を図ります。

また、秩序ある交通体系の確立のため、幹線道路とそこに接続する居住地域内の生活道路の整備を促進するとともに、交差点の改良等を含め、総合的な交通対策を推進します。

##### ① 計画道路等の整備

生活道路における通過交通の削減と交通の効果的な分散により、交通渋滞や交通事故の発生を抑制するため、都市計画道路の整備を推進します。

##### ② 道路の拡幅

安全で快適な交通を確保するため、狭隘道路の改善を推進します。

##### ③ 交差点の改良

交差点及び交差点付近の交通事故防止のため、交差点の改良を推進します。

#### ④ 歩道等交通安全施設の整備

幹線道路及び生活道路については、道路状況に配慮しながら、広幅員の歩道、道路照明灯、道路標識等の交通安全施設の整備を積極的に推進します。

### (2) 交通安全施設等の整備事業の推進

交通事故の多発している道路、その他早急に交通の安全を確保する必要がある道路については、交通安全施設等を整備し、安全かつ円滑・快適な交通環境の確立を図ります。

また、誰もが安全で快適な日常生活を営み、積極的に社会参加できる環境を実現するため、高齢者や障害者にも配慮するとともに、自動運転技術の向上など、社会情勢に適応した道路整備を推進します。

#### ① 交通事故多発地点の重点整備

交通事故の多発している道路について、道路診断などによる交通事故分析に基づき、交差点改良や視距<sup>しきよ</sup>\*改良を推進します。

また、夜間における交通事故防止のため、道路照明灯や視線誘導標の整備など、交通安全施設の重点的整備を推進します。

#### ② 道路反射鏡の整備

視距<sup>しきよ</sup>の悪い道路の交差部及び屈曲部での事故防止を目的に、視距の改善を図るため、道路反射鏡の整備を推進します。

#### ③ 路面標示の整備

交通安全の確保のため、関係機関・団体と協議し、効果的な各種路面標示の整備を推進します。

#### ④ 通学路の整備

児童等の安全を確保するため、通学路における歩道などの交通安全施設の整備を推進するとともに、通学路安全総点検の実施などを通じて児童等の視点に立った交通安全対策を実施します。

#### ⑤ バリアフリー化をはじめとする歩行空間の整備

歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行の確保のため、歩行者等の交通事故の発生が予測される危険性の高い区間について、歩道及び自転車歩行車道の整備を図ります。

なお、整備に当たっては、広幅員の歩道や段差のない構造にするなど、

バリアフリー化に配慮します。

また、公共施設などの多いところでは、快適な歩行空間を整備するとともに、視覚障害者が利用しやすい道路として誘導用ブロック等の整備を推進します。

### 3 身近な生活環境の改善

住宅地区や商業地区において、通過交通の流入を抑制し、地区内の生活の安全及び良好な住環境の確保と改善を図るため、狭隘道路の拡幅や「あんしん歩行エリア\*」の整備を推進します。

### 4 自転車利用環境の総合的整備

#### (1) 自転車通行空間の整備

自転車の通行量や自転車事故が多い等、交通安全対策の必要な箇所において、自転車通行空間の創出を進めます。

#### (2) 放置自転車等の解消

駅周辺等の自転車・原動機付自転車の放置状況を正確に把握するとともに、状況に応じて蕨市自転車等放置防止条例に基づき設置されている蕨市自転車等駐車対策協議会の会議を開催し、同協議会の意見を基に関係機関・団体との連携を密にし、総合的な自転車等の駐車対策を推進します。

また、蕨市自転車等放置防止条例に基づいた放置自転車等の整理、撤去に継続して取り組みます。

#### (3) 駅周辺等の自転車駐車場の整備

自転車等の駐車需要が多い駅周辺に駐車場を確保するため、駅周辺の市街地再開発事業等における指導や民間の駐車場事業者に対する民営自転車等駐車場助成制度の活用促進等、自転車等駐車場の整備に継続して取り組みます。

### 5 交通需要マネジメントの推進

#### (1) 自動車の効率的利用の促進

円滑で安全な道路交通の確保に資するため、道路の混雑時間や混雑箇所を避けた自動車利用を促すなど、自動車の効率的利用を促進します。

さらに、地球温暖化防止対策など、自動車利用が環境に与える影響についての啓発に努め、日常的な自動車利用の自粛を促進します。

## (2) 公共交通機関の利用促進

市民が安心してバスや鉄道などの公共交通機関を利用できるよう、バスロケーションシステム\*の周知を行い、利用者に活用を促し、利便性の向上を図ることで、自家用車から公共交通機関への利用転換を促進します。

## (3) 徒歩・自転車利用の推進

環境にやさしい自転車や、歩行者が安全で快適に移動できるよう、道路や関連施設の整備を図り、移動の手段として徒歩や自転車への利用転換を推進します。

## 6 総合的な駐車対策の推進

### (1) 秩序ある駐車場の推進

#### ① 推進体制の強化・啓発活動の推進

違法駐車を排除し、秩序ある交通環境の向上を図るため、関係機関・団体との連携を密にし、秩序ある駐車を促す啓発活動を実施するなど、駐車対策を推進します。

#### ② 違法駐車防止活動の強化

違法駐車の排除に関し、交通安全運動等あらゆる機会をとらえて市民への広報・啓発活動を積極的に行い、違法駐車防止活動を推進します。

### (2) 駐車施設の整備促進

一定規模以上の建築物に対し駐車場の設置を義務づけている、蕨市まちづくり指導要綱に基づいた整備など、駐車場の整備を促進します。

## 7 災害に備えた道路交通環境の整備

### (1) 災害発生時における交通規制

大規模な災害が発生し、若しくは発生のおそれがある場合には、交通の混乱を最小限に抑えるため、車両の通行の抑制や通行止め等必要な交通規制を迅速かつ的確に行うとともに、迂回路の指示及び道路交通に関する情報提供等の措置を行います。

また、これらの措置を円滑に実施する体制の整備を推進します。

## (2) 災害に強い道路施設等の整備

地震などの大規模な災害から市民を守り、救援活動や緊急物資輸送に不可欠な緊急輸送道路を確保するなど、災害に強い道路施設等の整備を要請・推進します。

## 8 その他の道路交通環境の整備

### (1) 重大事故の再発防止

社会的に大きな影響を与える重大事故発生に際しては、関係機関と連携し、速やかに当該箇所の道路診断等を行い、事故発生の要因を調査するとともに、発生要因に即した対策を講じ、当該箇所における同様な事故の再発防止を図ります。

### (2) 交通公害の防止

自動車を原因とする大気汚染や騒音・振動などの交通公害を防止するため、マイカー利用を控え、自転車やコミュニティバス等の公共交通機関への利用を促し、低公害車への買い換え促進を図るとともに、アイドリングストップの実施や急発進・急加速の防止等のエコドライブを推進します。

### (3) 道路使用の適正化

#### ① 道路使用及び占用の適正化

工作物の設置、工事等の道路使用及び占用については、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通環境を確保するため、道路使用許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化を図ります。

#### ② 不法占用物件等の排除

道路交通の妨げとなる不法占用物件等については、強力な指導により、その排除を行うとともに、不法占用等の防止を図るため、関係機関・団体と協力して積極的に啓発活動を行います。

#### ③ 道路占用工事等の規制

道路の掘削を伴う占用工事等については、無秩序な掘削工事による交通渋滞や事故を防止するため、占用工事等の計画的な施工について合理的な調整を図ります。

## 第2章 交通安全思想の普及徹底

### 1 交通安全教育の推進

#### (1) 幼児に対する交通安全教育

幼児に対する交通安全教育は、基本的な交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践する態度を身につけさせるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目的とします。

また、幼稚園、保育所等においては、家庭や地域、関係機関・団体と連携、協力を図りながら、計画的かつ継続的な交通安全教育を行うとともに、日常の保育活動にあらゆる場面をとらえた交通安全教育を推進します。

#### (2) 小学生に対する交通安全教育

小学生に対する交通安全教育は、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とします。

また、小学校においては、家庭や地域、関係機関・団体と連携、協力しながら、道徳、学級活動、総合的な学習の時間等を中心として、歩行者の心得、自転車の安全な利用、交通ルールの意味と必要性などについて重点的に交通安全教育を実施します。

#### (3) 中学生に対する交通安全教育

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、スケアード・ストレイト交通安全教室を開催することにより事故の怖さを体験することを通じ、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とします。

また、中学校においては、家庭や地域、関係機関・団体と連携、協力しながら、道徳、学級活動、総合的な学習の時間等を中心として、歩行者の心得、自転車の安全利用、自動車等の特性、標識等の意味、応急手当等の交通安全教育を推進します。

#### (4) 高校生に対する交通安全教育

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な



事柄、特に、自転車の利用者として安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得させるとともに、スケアード・ストレイト交通安全教室を開催することにより事故の怖さを体験することを通じ、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重するなど責任を持って行動できる健全な社会人を育成することを目標とします。

また、高等学校においては、家庭や地域、関係機関・団体と連携、協力しながら、総合的な学習の時間、特別活動等を中心として、自転車の安全利用、自動車等の特性、応急手当等についてさらに理解を深める交通安全教育を実施します。

#### (5) 若者に対する交通安全教育

若者に対する交通安全教育は、若者の交通事故実態、交通事故加害者としての実態の周知に重点を置き、自己の運転技量に対する正確な認識及び社会的責任を自覚させ、運転者としての交通安全意識を高め、著しい速度超過、飲酒運転など、悪質・危険な運転の防止を図ることを目標とします。

#### (6) 高齢者に対する交通安全教育

高齢者に対する交通安全教育は、加齢に伴う心身機能の変化が歩行者、自転車利用者としての交通行動に及ぼす影響への理解、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な技能及び交通ルール等の知識を習得させるほか、夜間の交通事故防止に効果の高い反射材の普及促進を図ることを目標とします。

また、関係団体及び高齢者クラブ等と連携して、高齢者自身による自主的な交通安全活動を促進し、高齢運転者に対しては、警察署や自動車教習所等と連携し、高齢者の自己の運動能力や反応動作、自動車の特性等を再認識するための運転適性診断等の運転者教育を推進し、運転に不安がある高齢運転者の運転免許証自主返納を促進します。自転車利用者に対しては、自転車利用中の交通事故を防止するため、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。

#### (7) 障害者に対する交通安全教育

障害者に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、地域における福祉活動の場を利用するなどして、障害の種類や程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進します。

## 2 地域における交通安全教育の推進

交通安全教育活動については、市、警察署、学校、関係団体及び家庭や

地域がそれぞれの特性を活かし、互いに連携を図りながら地域ぐるみの活動を推進します。

また、交通安全教室の開催については、模擬信号機や横断歩道が設置され交通ルールを学ぶことのできる大荒田交通公園なども活用しながら実施します。

### 3 交通安全教育指導者の養成・活用

幼児から高齢者に至るまでの発達段階に応じ、学校、職場、家庭、地域等において、実践的かつ効果的な交通安全教育を実施するためには、交通社会に参加するすべての人々に、説得力のある指導が行える交通安全教育指導者を養成することが必要です。

そのため、民間ボランティア、学校、職場等各領域における指導者を対象とした研修会等の拡充を図るとともに、これらの指導者による自発的な交通安全教育を促進します。

### 4 自転車の安全利用の推進

「蕨市自転車安全利用条例」に基づき、幼児、児童生徒及び高齢者に対して、乗車用ヘルメットの着用をさらに促進します。

自転車利用者の交通マナーの向上を図り、自転車乗車中の交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため、「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定）を活用するとともに、傘さし、イヤホン、スマートフォン等使用の禁止など、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発活動の強化を図ります。また、自転車が加害者となる場合もあるなど、その社会的責任の自覚を促すため、啓発を充実します。

併せて、子供や高齢者に対して「自転車運転免許制度」を活用して、自転車の安全な乗り方等を指導することにより、自転車の安全な利用を推進します。

### 5 交通安全に関する普及啓発活動の推進

#### (1) 交通安全に関する広報の徹底

交通安全に関する広報については、蕨ケーブルテレビ、広報紙等のさまざまな媒体を活用し、計画的に推進します。

#### (2) 飲酒運転の根絶

飲酒運転を根絶するため、関係機関・団体と協力して、広報啓発活動を推進し、市民及び事業者に対して飲酒運転に厳しい規範意識の確立を

図ります。

また、飲酒の影響、飲酒習慣についての正しい知識の普及など、飲酒運転根絶に向けた取組を推進します。

### (3) その他の交通安全運動の促進

シートベルト及びチャイルドシートの着用等の徹底、夕暮れ時・夜間の交通事故防止対策など、時期的な事項について考慮しながら、警察署、関係機関・団体と連携し、指導等の啓発を促進します。

## 6 市民総ぐるみの交通安全運動の推進

市民一人ひとりに広く交通安全意識の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進する市民運動として、蕨市交通安全対策協議会等の推進機関・団体が相互に連携して、組織的・継続的に交通安全運動を展開します。

## 7 民間交通安全団体等の主体的活動の促進等

交通安全を目的とする民間団体については、交通安全教育指導者の養成等の事業及び諸行事に対する援助、交通安全対策に必要な資料を提供するなど、その主体的な活動を促進します。

また、各季の交通安全運動等を実施する際は、蕨市交通安全対策協議会を中心に、行政・民間団体等が定期的に連絡協議を行い、効果的な活動の展開を図ります。

## 第3章 安全運転の確保

### 1 運転者に対する指導の充実

無謀運転、違法駐車などの迷惑行為の禁止や安全確認、シートベルト・チャイルドシートの正しい着用を徹底するため、関係機関・団体と連携し、交通安全運動期間など、あらゆる機会を通じて指導等を積極的に推進します。

### 2 自動二輪車等の安全運転対策の推進

自動二輪車及び原動機付自転車の安全運転対策については、運転者への乗車用ヘルメットの正しい着用等を徹底するため、関係団体と協力し、交通安全運動での街頭啓発活動を行います。

### 3 高齢運転者対策の推進

加齢に伴う心身機能の変化が、運転に及ぼす影響について、高齢運転者に正しく理解していただくため、運転適性診断等の充実を関係機関に働きかけます。

また、運転に不安がある高齢運転者の運転免許証自主返納を促進します。

### 4 自転車の安全確保

自転車の安全な利用ができるよう、関係団体の活動や、交通安全運動及び広報啓発活動を通じて、自転車利用者に対し、一時不停止や無灯火の防止など、安全意識及び点検・整備意識の高揚を図ります。

また、自転車事故による被害者の救済に資するため、損害賠償責任保険などの各種保険の普及に努めます。

## 第4章 道路交通秩序の維持

### 1 交通の指導取締りの強化等

一般道路においては、歩行者及び自転車利用者の交通事故防止と併せて、事故多発路線等における重大事故の防止に重点を置き、無謀・悪質運転者の取締りの強化を警察署に要請していくほか、子供・高齢者・障害者のいわゆる交通弱者保護を最優先とする対策を推進します。

### 2 暴走族対策の促進

#### (1) 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年指導の充実

暴走族追放の気運の高揚を図るため、凶悪化する暴走族の実態が的確に理解できるよう、広報活動を積極的に行います。

また、家庭、学校、職場、地域等において、青少年に対し、早期発見・予防の観点から、暴走族との接触や加入をしないよう、青少年育成団体等との連携を図りながら、適切な指導・助言を促進します。

#### (2) 暴走行為をさせないための環境づくり

暴走族及びこれに伴う群衆の集まる場所として利用されやすい施設の管理者に協力を求め、暴走族等が集まりにくい環境づくりを推進するとともに、暴走行為等ができない道路環境づくりを推進します。

## 第5章 救急・救助活動の充実

### 1 救急・救助体制の整備

#### (1) 救急・救助体制の充実

複雑・多様化する交通事故への救助活動を迅速・的確に行えるように、消防機関の救助体制の充実を促進します。

また、多数の負傷者が発生する大規模な事故に対処するため、近隣市等との連携を図り、救急・救助活動の円滑化を促進します。

#### (2) 応急手当の普及啓発活動の推進

交通事故による負傷者の救命率の向上を図り、被害を最小限にとどめるためには、事故現場に居合わせた市民（バイスタンダー）による適切な応急手当が必要です。

そのため、自動体外式除細動器（AED）\*の使用を含めた応急手当の知識・技術の普及について、各種講習会等の開催を推進するとともに、救急の日等の機会を通じて啓発活動を推進します。

#### (3) 救急救命士の養成・配置等の推進

救急救命士を計画的に養成するとともに、気管挿管、薬剤投与が実施できる救急救命士の育成を図ります。

#### (4) 救急・救助資機材等の整備

高規格救急自動車及び高度救命用資機材等の整備を推進し、救急・救助資機材等の充実を図ります。

### 2 救急医療体制の整備

交通事故の発生により、医療行為が必要な負傷者等に対し、適切な医療が迅速に施せるよう、救急医療施設及び設備の整備促進を図るとともに、行政機関及び医療機関の連携のもと、救急医療体制の確立を促進します。

## 第6章 交通事故被害者支援の推進

### 1 自転車損害賠償保険の普及徹底

自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、自転車が加害者となる事故に関し、高額な賠償を求められるケースもあります。こうした賠償責任を負った際の支払原資を担保し、被害者の救済の十全を図るため、「蕨市自転車安全利用条例」に基づき、事業者及び関係団体と連携し、保険や共済の加入状況の確認や、未加入者への損害賠償責任保険等への加入を促進します。

また、自転車の小売業者に、自転車の購入者に対し自転車の定期的な点検及び整備並びに自転車損害保険等への加入の必要性等を助言するよう努めます。

### 2 交通事故相談業務の充実

交通事故の被害者やその家族の福祉の向上を図るため、県が実施する交通事故相談所を紹介します。

特に、交通事故問題は、調停、訴訟等の手続きによらなければ問題の解決が困難であるケースもあることから、これらの対処については、日本弁護士連合会交通事故相談センター等の相談機関への斡旋も行います。

### 3 交通事故被害者等の支援

交通事故により遺児となった児童生徒に対し、交通遺児等に対する援護金等を支給するなど、交通遺児の健全な育成と被害者世帯の経済的支援を推進します。

## 第7章 交通事故防止に関する調査研究の推進

### 1 道路交通事故原因の総合的な調査研究の推進

高齢者や自転車利用者が関係する事故の増加等、交通事故発生状況の変化に対応した交通安全に関する施策の検討、立案等に資するため、交通事故の諸要因に関する各種統計等の充実に図り、県や警察署と連携の下に多角的な交通安全対策の推進に努めます。



## 《用語解説》

### P 1. 関係団体（交通安全を目的とする民間団体）

(1) 交通安全運動などを中心に、各種交通安全施策を推進している団体。

- ① とだわらび交通安全協会
- ② 蕨市交通安全母の会
- ③ 蕨市交通安全指導員協議会
- ④ 蕨・戸田地区安全運転管理者協会
- ⑤ 埼玉県道路使用適正化協会蕨・戸田支部
- ⑥ 一般社団法人 戸田蕨トラック協会
- ⑦ 埼玉県自転車軽自動車商協同組合蕨支部蕨地区
- ⑧ 蕨市高齢者クラブ連合会

(2) 交通関係ボランティア活動を推進している団体

- ① 南町カーブミラーを清掃する会

### P 4. バリアフリー化

歩道の段差の解消や、点字ブロックの整備などにより、生活上のバリア（障壁）を取り除くこと。

### P 5. メディカルコントロール体制

救急救命士等が、救急現場から医療機関へ搬送されるまでの間において、医療行為を実施する場合、下記3点を構築することにより救急業務の高度化を推進する体制づくり。

- (1) 病院の医師から少しでも早い指示が受けられる体制づくり。
- (2) 高度な救急処置を行った後、医師が専門的見地から検証する体制づくり。
- (3) 更に高度な救急処置を行うための教育を実施する体制づくり。

### P 7. 道路診断

道路管理者である市と、交通管理者である警察及び地元をよく知る関係団体が事故の多発する交差点や路線区間等において、道路の構造や交通状況などの事故発生要因を分析し、対処することで事故の抑制を図る。

### P 8. 視<sup>しきよ</sup>距

ドライバーが道路上で見通すことができる距離のこと

#### P 9. あんしん歩行エリア

歩行者や自転車の交通事故が多発している現状の対策として、警察庁と国土交通省が推進しており、下記3項目を中心とした総合的な安全対策について、道路管理者と県公安委員会の連携の下に実施する事業。

- (1) 住宅地区等における安全対策
- (2) 住宅地区等の地区内への通過交通排除対策
- (3) 住宅地区等の地区内の歩行者・自転車経路における安全対策

#### P 10. バスロケーションシステム

電光掲示板やパソコン、携帯電話などから、リアルタイムでバスの運行情報を提供するシステム

#### P 18. 自動体外式除細動器（AED）

心臓停止（心室細動）になった人に、電気ショックが必要かどうかを自動的に判断して、救命の手順を音声で知らせる装置。

## ○交通事故発生状況（人身事故）

項目 年	発生件数（件）		死者（人）		負傷者（人）	
	蕨署管内	うち蕨市	蕨署管内	うち蕨市	蕨署管内	うち蕨市
平成28年	761	192	1	0	874	227
平成29年	689	185	1	0	787	219
平成30年	491	130	2	0	563	146
令和元年	449	132	1	1	533	165
令和2年	384	108	3	0	443	126

※上記「蕨署管内」には戸田市も含む。

蕨警察署

## ○蕨警察署管内免許保有者状況

項目	平成28年末	令和2年末	蕨市保有割合
	男性	72,318人	
うち蕨市	24,846人	25,010人	
女性	50,267人	52,803人	32.5%
うち蕨市	16,423人	17,183人	
合計	122,585人	126,136人	33.5%
うち蕨市	41,269人	42,193人	

蕨警察署

## ○蕨警察署管内高齢者免許保有状況

項目	平成28年末	令和2年末	蕨市保有割合
	男性	11,078人	
うち蕨市	4,436人	4,417人	
女性	4,545人	5,015人	38.5%
うち蕨市	1,805人	1,933人	
合計	15,623人	16,336人	38.9%
うち蕨市	6,241人	6,350人	

蕨警察署

## ○第1当事者の年齢別交通事故発生状況（人身事故件数）

年 年齢別	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
15歳以下	8	3	0	0	1
16歳～19歳	7	4	2	5	1
20歳～24歳	14	15	13	12	9
25歳～29歳	18	11	7	11	7
30歳代	29	28	17	24	11
40歳代	41	32	26	20	28
50歳代	16	28	25	21	15
60歳～64歳	12	10	8	11	14
65歳以上	34	38	21	19	20
不明	13	16	11	9	2
合計	192	185	130	132	108

※第1当事者・・・交通事故の主たる原因を起こしたもの。人身事故の場合は、過失割合の高いほうが第1当事者となる。

蕨警察署

## ○事故当事者年齢別交通事故発生状況（人身事故死傷者数）

年 年齢別	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
15歳以下	26	17	7	18	8
16歳～19歳	9	6	3	5	3
20歳～24歳	15	27	14	7	14
25歳～29歳	17	21	7	14	11
30歳代	26	36	28	24	28
40歳代	31	47	28	26	17
50歳代	44	29	28	30	15
60歳～64歳	10	6	3	10	6
65歳以上	49	30	28	32	24
合計	227	219	146	166	126

蕨警察署

## ○時間別交通事故発生状況（人身事故件数）

時間別	年				
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
0 時 ～ 2 時	2	4	2	2	3
2 時 ～ 4 時	2	1	4	2	0
4 時 ～ 6 時	3	6	5	4	0
6 時 ～ 8 時	21	16	7	10	9
8 時 ～ 10 時	32	31	24	15	21
10 時 ～ 12 時	16	16	16	14	11
12 時 ～ 14 時	22	18	15	17	12
14 時 ～ 16 時	24	20	18	17	13
16 時 ～ 18 時	25	28	18	28	11
18 時 ～ 20 時	32	27	12	11	15
20 時 ～ 22 時	8	13	6	10	11
22 時 ～ 24 時	5	5	3	2	2
合 計	192	185	130	132	108

蕨警察署